

## 【改正イメージ】

○高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 月 日

農林水産大臣 小泉 進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>前文</p> <p>1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</p> <p>国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、<u>エミュー</u>、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2－1 平時からの取組</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>前文</p> <p>1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。</p> <p>(1) 高病原性鳥インフルエンザ</p> <p>国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2－1 平時からの取組</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、<u>自衛隊</u>、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) 家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第4の1の(1)の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(6)～(8) (略)

(9) 本病が過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において、家

(5) 家きんの所有者に対して、その飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査

② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第4の1の(1)の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(6)～(8) (略)

(新設)

畜保健衛生所や自衛防疫団体等が中心となって、平時から地域の農場同士でそれぞれの飼養衛生管理状況等について情報交換を行い管理水準の向上を図るなど、地域の農場が相互に協力し、農場周辺での発生に備えた対策等を一体的に実施するよう指導する。その際、家畜保健衛生所や、担当獣医師等の第三者の視点を活用するよう助言する。

(10) (略)

3・4 (略)

#### 5 家きんの所有者の取組

(1) 飼養している家きんにつき、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、当該家きんに起因する家きんの伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家きんの飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努める。

(2) 大規模な家きんの所有者は、発生時の影響の緩和を図るため、農場における衛生管理区域や人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、当該管理に取り組むよう努める。

(3) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

#### 第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

##### 1 農林水産省の取組

(1)~(4) (略)

(5) 発生時に、都道府県が防疫作業に係る民間事業者を迅速に活用

(9) (略)

3・4 (略)

(新設)

#### 第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

##### 1 農林水産省の取組

(1)~(4) (略)

(新設)

できるよう、あらかじめ民間事業者のリストを作成するとともに、各都道府県と当該リストの共有を図る。

(6) (略)

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

① (略)

② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、民間事業者の活用を検討するとともに、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。

③ (略)

④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡鳥保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

(2)~(4) (略)

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡

(5) (略)

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

① (略)

② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③ (略)

④ 衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

(2)~(4) (略)

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との

窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、民間事業者、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

(7) 大臣指定地域においては、その他の地域と比較して本病の発生又は続発するリスクが高いことから、発生時に塵埃対策や緊急消毒等の追加措置を迅速に行うよう指導する。

(8)・(9) (略)

3・4 (略)

第3 (略)

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1～5 (略)

6 都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応

(1) 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)、5の(1)及び各家きん舎ごとに10羽の血液を採取し実施する寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査を行う。

間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6) 発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

(新設)

(7)・(8) (略)

3・4 (略)

第3 (略)

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1～5 (略)

6 都道府県が実施するモニタリングで陽性が確認された場合の対応

(1) 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査を行う。

(2) (1)の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清及び第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて抗体が確認された血清を動物衛生研究部門に送付する。

(3) (略)

7～9 (略)

第5 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(1)の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(2)の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

①～③ (略)

④ 当該都道府県の警察その他関係機関

⑤ (略)

(2)～(5) (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1)～(5) (略)

(6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため

(2) (1)の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

(3) (略)

7～9 (略)

第5 (略)

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(1)の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(2)の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

①～③ (略)

④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関

⑤ (略)

(2)～(5) (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1)～(5) (略)

(6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため

、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。

(7)・(8) (略)

3 (略)

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、民間事業者、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を検討する。

(2) (略)

5 大臣指定地域における続発等に備えた対策

(1) 都道府県は、大臣指定地域における農場で患畜又は疑似患畜が確認された場合には、大臣指定地域内の農場に対して、直ちに法第30条に基づき消毒方法等の実施に関する命令を行うとともに、塵埃対策等のまん延を防止するために必要な対策を講ずるよう指導する。

(2) 都道府県は、病性等判定日から7日以内に、発生農場と同一の死鳥保管庫、堆肥施設等を利用した家きんの所有者に対して、当

、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。

(7)・(8) (略)

3 (略)

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

(2) (略)

(新設)



該施設に出入りした車両の消毒を実施するよう指導する。

- (3) 都道府県は、病性等判定日から7日以内に、発生農場から死亡家きん、堆肥等を搬入した大臣指定地域における共同死鳥保管庫、共同堆肥施設等の施設の所有者に対して、法第26条に基づき、期限を定めて当該施設等の消毒を命じるとともに、施設等の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を出し入れする者に対して、当該車両の消毒を実施するよう指導する。

#### 第7 発生農場等における防疫措置

##### 1 と殺（法第16条）

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。)の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートを設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。また、大臣指定地域では、家きん舎の換気を考慮しつつ、フィルター、細霧措置、不織布の設置等により、塵埃の侵入防止対策を講ずる。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 都道府県は、可能な限り早期に防疫措置に着手するとともに、患畜又は疑似患畜について、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外

#### 第7 発生農場等における防疫措置

##### 1 と殺（法第16条）

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場(第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。)の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートを設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

(5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外

でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。また、大臣指定地域では、作業者の安全に配慮しつつ、フィルター、細霧装置、不織布の設置等により、家きん舎内の羽毛、塵埃等の拡散防止対策を講ずる。

(6)～(11) (略)

2～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

1 制限区域等の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。以下本項、②及び5の(9)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判

でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

(6)～(11) (略)

2～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定

1 制限区域等の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域（法第32条）

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。以下本項、②及び5の(9)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（だちょうにあつては、10羽未満）の農場であつて、病性等判定日から遡つ

定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の(1)の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。)で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ (略)

②～④ (略)

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 制限区域等内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

家畜防疫員は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場(家きんを100羽以上飼養する農場(エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上飼養する農場)に限る。)への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

①・② (略)

(2)～(4) (略)

3～5 (略)

第13 緊急ワクチン(法第31条第1項)

て21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の1の(1)の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。)で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。

イ (略)

②～④ (略)

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 制限区域等内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

家畜防疫員は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場(家きんを100羽以上飼養する農場(だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場)に限る。)への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

①・② (略)

(2)～(4) (略)

3～5 (略)

第13 緊急ワクチン(法第31条第1項)

1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

2～5 (略)

#### 第14 家きんの再導入

1～3 (略)

4 都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。

1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休業期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

2～5 (略)

#### 第14 家きんの再導入

1～3 (略)

4 都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。また、再導入後3か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模な家きんの所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも1年間、第2-1の2の(5)に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を4半期ごとに都道府県に報告するものとする。

再導入後の立入検査等で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、飼養衛生管理等支援システム等を活用して、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の5に基づく

5 都道府県は、1及び4の再導入前後の立入検査で飼養衛生管理基準の不遵守を認めた場合には、飼養衛生管理等支援等システムを活用して、改善されるまで指導等を行うとともに、必要に応じて、法第12条の5に基づく指導及び助言を行う。また、家きんの所有者又は飼養衛生管理者に対して、指摘された事項について自ら改善状況を取りまとめ、報告するよう指導する。なお、指摘事項がない場合であっても、その旨を報告するよう指導する。都道府県は報告内容を確認の上、動物衛生課に報告する。

第15～第17 (略)

指導及び助言を行う。

(新設)

第15～第17 (略)